

地域に根ざした活力ある農業委員会活動の実践に 関する申し合わせ

われわれ農業委員会系統組織は、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる『かけ橋』」との組織理念のもとに、農業委員会法第6条に基づく、農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成を柱とする業務に取り組んでいるが、平成17年9月 号

- (3) 併せて、要活用農地を市町村基本構想に位置づけるための振り分けへの対応や遊休・耕作放棄地の所有者等に対する農業委員会の指導を徹底するとともに、市町村長に対する「特定遊休農地」である

┌

┐

画の作成を徹底